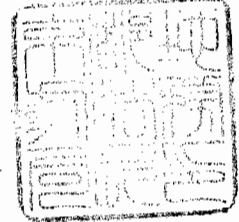


総 第 3 2 9 号
平成20年2月25日

行政文書開示決定通知書

様

京都地方法務局



平成19年12月25日受付第166号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので、通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

不動産登記オンライン申請システム操作手引書（2.5版）

2 不開示とした部分とその理由

開示する行政文書のうち、システムの操作方法を説明している部分については、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号及び同条第6号に該当し、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この処分の決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決（決定）の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

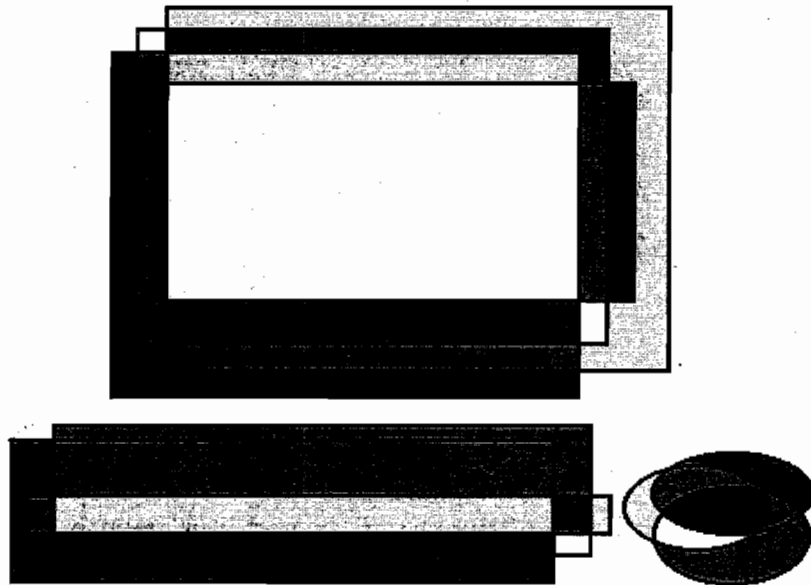
(1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法により、開示の実施が受けられます。

取扱注意

第2.5版

不動産登記オンライン申請システム 操作手引書



法務省民事局

		<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>	189~196
2.3	H19.4.2	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>	96~100-4 197~203
2.4	H19.11.2	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>	73~74-1, 79~81-1
2.5	H20.1.11	<p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>	20,21,46,57,97,98,100,100-3,100-4, 149~151,172

凡 例

- 1 本手引書は、不動産登記オンライン申請システムの機能や操作手順について、各処理工程ごとに説明しています。なお、通常のブックレスシステムにおける操作処理については、不動産登記複合処理システム操作手引書Ⅰ（パソコン端末 甲号編）・不動産登記複合処理システム操作手引書Ⅰ（パソコン端末 乙号・その他編）を参照願います。
- 2 資料として、「配信・受付管理システム」と送受信を行うブラウザ画面についての説明、オンライン申請システムにおける留意事項等を取りまとめています。なお、基本的な登記申請事件についての受付から通知に至る一連の事件処理の流れを分筆登記を例に参考として掲載しています。
- 3 本手引書で用いた記号、略記等は次のとおりです。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

《目 次》

第1 不動産登記申請に関する処理

●受付

〔書面申請の受付処理〕

1 受付処理	2
2 受付処理（連件同順位の場合）	4
3 受付処理（郵送申請の場合）	6
4 受付処理（不動産立件の場合）	8
5 発行番号履歴表示	9
6 業務種別の設定	10
7 不動産番号による受付情報入力	11

〔オンライン申請の自動受付処理〕	12
------------------	----

●調査

〔申請情報等の印刷〕

1 申請情報等の印刷（一括印刷）	14
2 申請情報等の印刷（一覧からの個別印刷）	16

〔登録免許税の納付確認〕	17
--------------	----

〔登記識別情報の照合確認〕	19
---------------	----

〔事前通知〕

1 事前通知	24
2 申出受理	25

〔オンライン申請における補正〕	27
-----------------	----

〔オンライン申請における却下／取下〕	33
--------------------	----

●記入

〔記入処理（オンライン申請）〕	38
-----------------	----

●校合

〔登記識別情報作成〕

1 登記識別情報の通知指示（作成）	44
2 登記識別情報の指示不要の指示	49
3 登記識別情報の複写指示	51

〔登記識別情報の通知確認〕

1 登記識別情報の通知／不通知確認	56
2 登記識別情報の複写確認	59

〔登記識別情報取消〕	61
------------	----

〔校合実行〕	63
--------	----

〔登記識別情報通知発行〕	64
--------------	----

〔登記完了証発行〕	66
-----------	----

〔署名・事件完了〕	68
-----------	----

第2 登記識別情報の失効の申出及び職権による作成等に関する処理

〔書面による失効の申出又は職権による作成等に関する処理の受付処理〕	72
-----------------------------------	----

〔オンライン申請の自動受付処理〕	75
------------------	----

〔申出情報等の印刷〕	76
------------	----

〔調査処理〕	77
--------	----

〔登記識別情報の失効指示及び職権による作成等の指示〕	79
----------------------------	----

[登記識別情報の失効等の確認]	8 1
[校合実行]	8 2
[登記識別情報通知発行]	8 3
[署名・事件完了]	8 5

第3 登記識別情報に関する証明請求に関する処理

[書面請求の受付処理]	8 9
[オンライン申請の自動受付処理]	9 2
[請求情報等の印刷]	9 3
[登記識別情報に関する証明請求における要求修正]	9 4
[調査票印刷]	9 5
[登記識別情報の照合, 帳票印刷等]	9 6
[署名・事件完了]	1 0 1
[公文書状況メニュー]	1 0 3

第4 登記事項証明書送付請求に関する処理

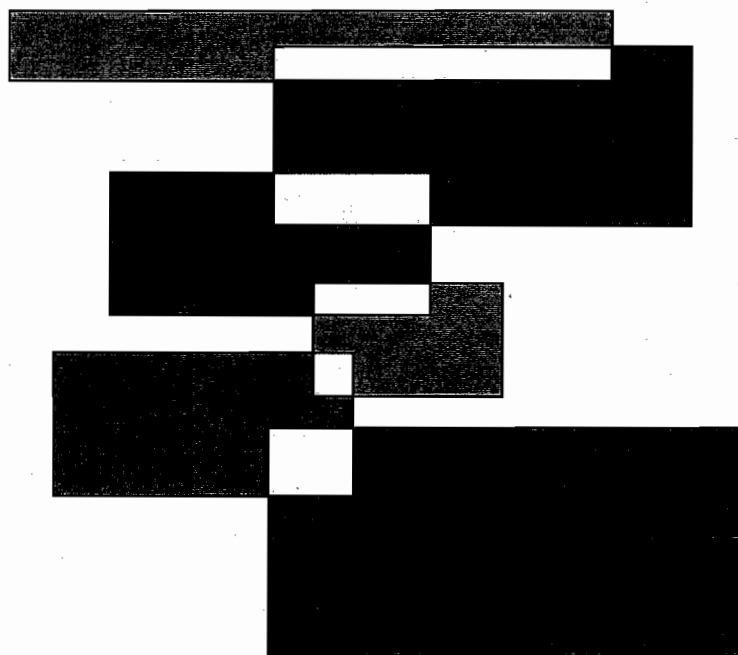
[オンライン申請の自動受付処理]	1 0 5
[手数料の自動算出]	1 0 6
[証明書等の印刷]	1 0 7
[納付状況確認]	1 1 0
[消込処理]	1 1 2
[事件検索]	1 1 4
[請求者通知情報到達状況確認]	1 1 5
[復元請求参照]	1 1 6
[発番待一覧]	1 1 7
[消込処理状況確認]	1 1 8
[発送簿の印刷]	1 1 9

第5 資料

[資料1 配信・受付管理システムとの情報の送受信を行うブラウザ画面の説明]	1 2 3
・登録免許税確認	1 2 4
・補正通知一覧	1 2 5
・取下書一覧	1 2 6
・事件検索	1 2 7
・公文書状況メニュー	1 2 8
・申請情報一覧/印刷指示	1 3 1
・通知情報到達状況確認	1 3 4
・発番待ち一覧	1 3 5
・復元申請参照	1 3 6
・税処理状況確認	1 3 7
・署名検証結果一覧	1 3 8
・事前通知申出一覧	1 4 0
[資料2 オンライン申請による分筆登記の事務処理の操作手順]	1 4 2
[資料3 登記識別情報の照合結果等について]	1 7 2
[資料4 オンライン申請システムにおける留意事項について]	1 7 6
[資料5 オンライン申請システムにおける自動受付終了, 業務終了の操作方法について]	1 7 8
[資料6 登記完了証に編集される登記の目的について]	1 8 1
・登記の目的の修正について	1 8 2

[資料7	「登記識別情報照合確認」機能と「登記識別情報照合確認」機能について]	185
[資料8	登記識別情報複写遺漏防止機能について]	187
[資料9	登記識別情報照合処理における申請外物件の照合について]	190
[資料10	登記識別情報の「複写不要」機能について]	193
[資料11	登記完了証発行機能の改善について]	195
[資料12	登記識別情報が通知されていないこと又は 失効していることの証明の運用の変更について]	198
[資料13	オンラインによる登記事項証明書の送付の請求の運用の変更について]	202

《 受 付 》



【書面申請の受付処理】

[Redacted text block]

1 受付処理

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]